

平成 23 年度

議会あり方検討会

報 告 書

平成 24 年 3 月

議会あり方検討会

目 次

	ページ
I はじめに	2
II 検討会の活動状況	3
III 提 言	5
1 趣 旨	5
2 会期のあり方	5
（1）実効ある審議の確保	5
ア 議会日程	5
イ 議決事項	6
（2）経費増大の抑制	6
（3）休会中の議員活動等の取扱い	6
3 委員会のあり方	7
（1）常任委員会	7
ア 特定テーマの設定	7
イ 開催日程	7
ウ 委員の任期	7
（2）特別委員会	8
ア 予算特別委員会の総括質疑	8
イ 予算特別委員会及び決算特別委員会のあり方	8
ウ 特別委員会・検討会の設置数及び設置期間	8
IV おわりに	9
V 議会あり方検討会委員名簿	10
VI 参考資料	11
1 会期について	11
（1）本県の現状	11
（2）他府県の状況	14
（3）国等の動き	17
2 本県の委員会の現状について	19
（1）常任委員会	19
（2）特別委員会	19

## I はじめに

社会情勢が大きく変化しつつある中、地方の自主性、自立性の確保は極めて大きな課題となっている。また、国と地方との関係も根底から大きく変わりつつあり、それにつれて、地方議会の果たすべき役割と責任も、ますます重みを増してきている。

これまで、本県議会においては、一問一答方式による質問、対面式演壇の設置、テレビ中継の実施などを実現するとともに、予算特別委員会の設置や政務調査費・費用弁償の見直しなど、他県に先駆けて議会改革に取り組んできたところである。

今後とも、県民の負託に応えられる開かれた議会をめざし、さらに真の議会のあり方や議論のあり方を求めていくためには、現状に甘んじることなく、県民に誇れる議会のあり方を追求していく必要がある。そのため、今年度は「会期のあり方」及び「委員会のあり方」を検討テーマとし、議論を重ねてきたところである。

本報告書は、上記検討テーマについて検討結果を取りまとめたものである。

平成 24 年 3 月 16 日

議会あり方検討会

会長 石 坂 真 一

## II 検討会の活動状況

- 1 平成 23 年 11 月 30 日 (水) 【第 1 回検討会 定例会中】
  - (1) 第 309 回定例会において本検討会が設置され、委員が選任された。
  - (2) 委員の互選の結果、会長に石坂真一委員、副会長に五十嵐清委員が選任された。
  
- 2 平成 23 年 12 月 12 日 (月) 【第 2 回検討会 定例会中】
  - (1) 神谷議長から、本県議会のあり方の調査・検討について諮問された。
  - (2) 委員席を決定した。
  - (3) 検討テーマを次のとおりとした。
    - ・ 会期のあり方について
    - ・ 委員会のあり方について
  - (4) 年間活動計画を決定した。
  - (5) 検討テーマに関するこれまでの検討経緯及び他県事例等について、事務局から聴取し、質疑を行った。
  
- 3 平成 24 年 1 月 11 日 (水) 【第 3 回検討会 閉会中】
  - 会期のあり方及び委員会のあり方について、討議を行った。
    - ※ 会期を通年とすることを前提に検討を進めることとした。
  
- 4 平成 24 年 1 月 27 日 (金) 【第 4 回検討会 閉会中】
  - 会期のあり方及び委員会のあり方について、討議を行った。
    - ※ 各党派としての意見を持ち寄り検討した。また、とちぎ自民党からは通年議会のイメージについての試案が提出され、質疑・意見交換を行った。
  
- 5 平成 24 年 2 月 1 日 (水) 【第 5 回検討会 閉会中】
  - 神奈川県を訪問し、以下の事項について説明を受け、質疑を行った。
    - ・ 会期の見直しについて
    - ・ 予算委員会の質疑方法について
    - ・ 常任委員会等の運営について

- 6 平成 24 年 2 月 7 日（火） 【第 6 回検討会 閉会中】  
○ 会期のあり方及び委員会のあり方について、討議を行った。  
※ 通年議会に関する基本的な考え方について検討した。
- 7 平成 24 年 2 月 10 日（金） 【第 7 回検討会 閉会中】  
○ 会期のあり方及び委員会のあり方について、討議を行った。  
※ 通年議会の導入時期や質疑質問の回数等についての考え方を整理した。
- 8 平成 24 年 2 月 17 日（金） 【第 8 回検討会 閉会中】  
○ 会期のあり方及び委員会のあり方について、討議を行った。  
※ 報告書の構成案及び内容について検討した。また、とちぎ自民党から常任委員会の運営に係る試案が提出され、質疑・意見交換を行った。
- 9 平成 24 年 3 月 8 日（木） 【第 9 回検討会 定例会中】  
○ 委員会のあり方について、討議を行った。  
※ 常任委員会の具体的な運営方法について、考え方を整理した。
- 10 平成 24 年 3 月 16 日（金） 【第 10 回検討会 定例会中】  
○ 報告書案の検討を行った。

### Ⅲ 提 言

#### 1 趣 旨

県政における二元代表制の一翼を担う県議会は、県民福祉の向上のため、監視機能及び政策立案機能について充実強化を図る必要がある。

また、先般の東日本大震災の発生に伴い、議会における適時・適切な審議機会の確保についても必要性を痛感したところである。

よって、本検討会では、それらの観点から、会期のあり方及び委員会のあり方について検討してきたところであり、その結果を提言としてまとめらるものである。

#### 2 会期のあり方

定例会を年1回(※1)とし、会期を1月から12月までの概ね1年間とする通年議会を導入することを提言する。

なお、導入時期は平成24年4月とすることが望まれる。

通年議会の導入を提言するに当たって、想定される諸課題に関しては以下のとおり整理することを想定した。

##### (1) 実効ある審議の確保

###### ア 議会日程

監視機能及び政策立案機能を十分に発揮するには、メリハリのある議会運営が必要である。そのためには、これまでの議案の提出状況等も踏まえ、会期の中に現在の定例会に相当する本会議や委員会等を集中的に開催し審議する期間(以下「定例的集中審議期間」という。)を設定することを前提とする。

定例的集中審議期間は、当初予算案が上程される年初めや、決算書が提出される秋口、国の経済対策等に対応する機会の多い年末の年3回開催することとし、具体的日程は執行部と協議のうえ決定する必要がある。また、定例的集中審議期間に開催される本会議における質疑・質問の機会は最低でも現行の年間12日間程度は確保することが望まれる。

なお、定例的集中審議期間以外であっても、所要の審議が必要とされる場合には、当然、本会議を柔軟に開催するなど、審議機会を確保する必要がある。

さらに、県政の運営や議員活動が円滑に進むよう、年間の審議日程を作成し、速やかにホームページ等で公表することが望まれる。

#### イ 議決事項

議案については、より政策判断の必要な事項に対し、審議を集中的に行う必要がある。そのため、議決対象事項のうち県営住宅家賃の和解関係など軽易な案件については、地方自治法第180条<sup>(※2)</sup>の規定に基づき知事に委任するなど見直す必要がある。

#### (2) 経費増大の抑制

議会活動が活性化し、審議機会が増大すれば、所要の経費が増大することは、ある程度やむを得ないものであるが、昨今の厳しい財政状況に鑑み、極力、経費増大の抑制に努める必要がある。

具体的には、議員に支払われる費用弁償の支給対象となる会議等を、本会議、常任委員会、特別委員会、会議規則で定める協議又は調整を行うための場限定し、議案調査等は支給対象から外すことが望まれる。なお、1回当たりの費用弁償の支給基準は平成20年度に検証を行ったところであり、現状を維持することを前提とする。

また、会期の見直しを行った他府県の状況をみると、議会中継等の広報関係予算の増大も想定されるが、議会広報活動については、さまざまな意見もあり、今後の検討課題とする。

#### (3) 休会中の議員活動等の取扱い

議会を通年化することにより、会期がこれまでよりも200日以上増加し、300日を超えることとなる。それに伴い、休会日も大幅に増加することが見込まれるが、一方で、議決を必要とする事件が随時提出される可能性もあることから、休会中の議員活動等の取扱いを明確にする必要がある。

休会日については閉会期間中と同様に、議員の責任のもと、政務調査活動をはじめとする政治活動や個人の活動を行うことができることとなっているが、所要の審議が必要とされた場合には、定例会の会期中として迅速に本会議を開催できるよう、議員の連絡先を常に明確にするなど体制を整えておく必要がある。

また、休会中の議員活動等の取扱いについて、県民にも理解が得られるよう広く周知を図る必要がある。

### 3 委員会のあり方

通年議会の導入に際し委員会活動をより充実強化するため、常任委員会や特別委員会のあり方について以下のとおり見直すよう提言する。

#### (1) 常任委員会

##### ア 特定テーマの設定

常任委員会における政策立案機能を強化するため、特定テーマの調査研究に取り組むことが望まれる。

また、調査研究に当たっては、参考人の招致や地方自治法第100条の2に規定する専門的知見の活用<sup>(※3)</sup>も有効である。

さらに、事前に委員長へ発言通告した委員に持ち時間を配分したうえで執行部に対する質疑(以下、「事前通告制による質疑」という。)を実施することや、活発な委員間討議を行うことにより、深く掘り下げた調査研究とすることが期待される。

##### イ 開催日程

現在、6つある常任委員会について、3委員会ずつ2グループに分け、日をずらして開催することが望まれる。これにより、議員が自ら所属する委員会以外の委員会の審議状況を把握することが可能になるほか、県民の傍聴機会も拡大することとなる。

また、開始時刻については原則として午前10時とすることで終日開催ができるようにするとともに、特定テーマの調査研究に取り組む委員会は、従来の付託議案審査日以外に開催することが望まれる。これにより、審議時間を十分に確保できるほか、現地調査や事前通告制による質疑などを積極的に実施できることが見込まれる。

##### ウ 委員の任期

委員の任期については、通年化される会期の設定に合わせ1月から12月とする必要がある。これにより、当初予算案の公表時期から、前年度の決算審査や予算の執行状況まで一連の流れの中で委員会として携われることとなる。

※ 平成24年における委員の任期は、4月から12月までとなる。



## (2) 特別委員会

### ア 予算特別委員会の総括質疑

年3回設定する定例的集中審議期間において、予算特別委員会の総括質疑を実施する必要がある。日数は、原則として、当初予算審議のため、年初に開催されるものにおいて2日間、補正予算を審議するため、秋口及び年末に開催されるものにおいて1日間とすることが望まれる。

また、定例的集中審議期間以外であっても、所要の審議が必要とされる場合には柔軟に対応する必要がある。

### イ 予算特別委員会及び決算特別委員会のあり方

予算特別委員会及び決算特別委員会のあり方については、常任委員会化を図るなどの意見もあったが、予算編成への関与の仕方を含め、今後の課題として執行部とも議論のうえ、方向性を検討していく。

### ウ 特別委員会・検討会の設置数及び設置期間

常任委員会において特定テーマを設定し調査研究を行うとの意見もあったことから、平成25年以降の特別委員会・検討会の設置数については、今後の検討課題とする。

なお、特別委員会等の設置期間は、原則として会期の考え方に合わせる必要がある。

- 
- ※1 地方自治法第102条第2項において「定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。」と規定されている。
  - ※2 地方自治法第180条第1項において「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。」と規定され、同法同条第2項で「前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。」と規定されている。
  - ※3 地方自治法第100条の2において「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」と規定されている。

## IV おわりに

本検討会は、平成 23 年 11 月 30 日に発足して以来、地方自治法改正の動きを注視しつつも、本県独自の議会のあり方はいかにあるべきかについて真摯に検討を重ねてきたところである。

提言の中にある、通年議会の導入は都道府県単位では全国初の取組となる見込みであり、当初からは想定し得ない事態も生じる可能性がある。また、議会活動を続けていく中でより良い運営方法が見つかる可能性もある。

そのため、前述の会期のあり方や委員会のあり方の中で、今後の検討課題としたものをはじめ、質疑や質問方法など議会のあり方については、今後とも継続して検証を続け、適時適切に対処していく必要がある。

また、本県議会のあるべき姿については引き続き模索していく必要があることから、平成 24 年度も議会あり方検討会を継続して設置し、検討していくことを望むものである。

## V 議会あり方検討会委員名簿

会 長 石 坂 真 一

副会長 五十嵐 清

委 員 佐 原 吉 大

委 員 白 石 資 隆

委 員 阿 部 寿 一

委 員 斉 藤 孝 明

委 員 保 母 欽一郎

委 員 山 口 恒 夫

委 員 中 川 幹 雄

委 員 増 渕 三津男

委 員 花 塚 隆 志

委 員 螺 良 昭 人

委 員 木 村 好 文

## VI 参考資料

### 1 会期について

#### (1) 本県の現状

##### ア 招 集

定例会は年4回(※4)で、おおむね6月、9月、12月及び2月に招集され、臨時会は必要がある場合、その事件に限って招集される(※5)。

##### イ 会 期

会期は、各会期のはじめに議会の議決で定めており、会期を延長する場合は、議会の議決により通常予算を審議する定例会は7日以内、その他の定例会及び臨時会は3日以内の期間と定められている(※6)。

定例会及び臨時会の会期は次のとおりである(表1参照)。

#### ① 定例会

- ・ 6月 定例会
  - ・ 9月 定例会
  - ・ 12月 定例会
  - ・ 2月 定例会
- } おおむね21日(3日以内延長可)
- } おおむね35日(7日以内延長可)

#### ② 臨時会 おおむね5日(3日以内延長可)

表1 議会開催状況

(単位：日)

区分 年次	定 例 会										臨 時 会		
	2 月		6 月		9 月		12 月		計		回 数	会 期	本会議
	会 期	本会議	会 期	本会議	会 期	本会議	会 期	本会議	会 期	本会議			
平成9	32	8	16	5	16	5	15	5	79	23	—	—	—
10	32	8	16	5	20	5	19	5	87	23	—	—	—
11	19	7	16	5	17	5	17	5	69	22	1	1	1
12	30	8	18	5	16	5	14	5	78	23	—	—	—
13	30	8	18	5	17	5	16	5	81	23	—	—	—
14	30	8	18	5	17	5	16	5	81	23	1	1	1
15	21	6	18	5	19	5	16	5	74	21	1	1	1
16	29	8	18	5	16	5	15	5	78	23	—	—	—
17	29	7	16	5	17	5	20	5	82	22	1	1	1
18	28	7	16	5	19	5	18	5	81	22	—	—	—
19	18	6	19	5	17	5	16	5	70	21	1	1	1
20	29	7	18	5	22	5	16	5	85	22	—	—	—
21	34	5	16	5	27	5	15	5	92	20	—	—	—
22	35	6	16	5	24	5	15	5	90	21	—	—	—
23	26	5	19	5	25	5	15	5	85	20	1	3	3

## ウ 本 会 議

### ① 会議時間

会議時間は、午前10時から午後5時までとなっており、必要により繰上又は延長することができる（※7）。

### ② 会議の順序

通常の場合は、次の順序で議事が進められる。

開会 → 開議宣告 → 会議録署名議員の指名 → 諸般の報告 →  
 → 議案上程 → 知事の提案説明 → 会期決定 → 質疑・質問 →  
 → 委員会付託 → 委員長報告 → 討論 → 表決 →  
 → 請願・陳情の議決 → 意見書等の議決 → 閉会

### ③ 議案提出状況

議案は年によって増減するが、近年では、おおむね150件以上が上程され、そのうち知事提出のものが約8割を超えており、議員に提出権のない予算案を除くと、議員提出議案は5分の1前後となっている（表2参照）。

なお、本来、議会の議決・決定を経なければならない事柄については、地方公共団体の長が地方自治法の規定により議会の議決・決定の前に自ら専決処分することができるが、そのうち、緊急を要する議決すべき事件（※8）については、年間20～30件前後で推移している（表3参照）。

表2 議案提出状況

（単位：件）

区分 年次	提出 議案数	定例・臨時の別			知事提出				議員提出				
		定例会	臨時会	計	条例案	予算案	その他	計	条例案	意見書	決議	その他	計
19	146	145	1	146	68	29	24	121	3	17	3	2	25
20	206	206	—	206	68	30	77	175	6	20	1	4	31
21	168	168	—	168	55	33	52	140	2	20	3	3	28
22	155	155	—	155	42	33	49	124	5	25	—	1	31
23	164	160	4	164	39	41	55	135	3	22	2	2	29

表3 専決処分の状況(緊急を要する議決すべき事件)

(単位:件)

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H19-23平均
補正予算	1	2	1	2	4	2.0
条例改正	1	1	2	1(2)		1.0(1.2)
損害賠償の額の決定及び和解	5	5				2.0
訴えの提起	1				1	0.4
県営住宅家賃の訴訟等	5(10)	6(22)	9(24)	8(12)	3(4)	6.2(14.4)
その他の訴訟		2				0.4
財産の取得、交換	1		2			0.6
当せん金付証票の発売					1	0.2
合計	14(19)	16(32)	14(29)	11(16)	9(10)	12.8(21.2)
県営住宅を除く	9(9)	10(10)	5(5)	3(4)	6(6)	6.6(6.8)

※同じ項目で専決処分日が同一のものは1件とし、実際の専決処分件数は( )とした。

#### ④ 質疑・質問

知事の提案説明の後に行われ、代表質問、一般質問の順に行うことが通例である。質問者数、会派別割り振り及び質問順序は、議会運営委員会において、会期ごとに決めている。なお、発言は通告制である。

#### ⑤ 委員会への付託及び審査報告

議案は、原則として所管の常任委員会又は予算特別委員会に付託し審査しており、委員長から審査結果が議長あてに報告される。

#### ⑥ 表決

議案は、起立により表決しているが、問題によっては、簡易表決(口頭による賛否の意思表示)又は投票による表決も行う。

### エ その他

#### ① 意見書及び決議の提出期日

議会開会中の最終議会運営委員会の3日前までである(※9)。

#### ② 議会の傍聴

本会議は傍聴券の交付を受けて傍聴することが可能である(※10)。

※4 栃木県議会定例会の回数を定める条例。

※5 臨時会では、主に改選時に正副議長の選任や常任委員会等における委員の選任や正副委員長の互選などが行われる。平成23年5月の臨時会では、東日本大震災対策のための補正予算案が上程され、質疑も行われた。その他では、副議長の選挙(平成15年2月)や、意見書の採決(平成17年4月)などのために招集された事例がある。

※6 栃木県議会会議規則第7条

※7 栃木県議会会議規則第10条

※8 地方自治法第179条第1項により、「①地方公共団体の議会が成立しないとき、②議長又は議員が親族の従事する業務に直接の利害関係があるため等(113条ただし書)の除斥事項に該当する場合においてなお会議を開くことができないとき、③普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、④議会において議決すべき事件を議決しないとき」には、地方公共団体の長は議決すべき事件を処分することができることとされている。なお、同法同条第3項により、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないこととなっている。

※9 議会運営委員会による申し合わせ

※10 定員は先着順に250名(うち10名分は車いす利用)である。

(2) 他府県の状況

他の都道府県では、定例会を年4回としているところが多く、会期日数はおおむね100日程度である(表4参照)。

なお、秋田県、神奈川県、三重県、大阪府の議会では、会期の見直しを行っている(表5参照)。

表4 会期の状況(平成22年)

都道府県	臨時会	第1回 定例会	臨時会	第2回 定例会	臨時会	第3回 定例会	臨時会	第4回 定例会	臨時会	合 計		
										定例会	臨時会	計
北海道	—	30	—	18	—	25	1	15	—	88	1	89
青森	—	29	—	15	—	20	3	16	—	80	3	83
岩手	—	35	—	14	1	29	—	14	—	92	1	93
秋田	2	43	1	21	1	27	1	22	—	113	5	118
宮城	—	29	—	16	—	33	—	22	—	100	0	100
山形	—	28	—	17	—	18	1	17	—	80	1	81
福島	1	31	—	16	—	20	—	16	—	83	1	84
東京	—	35	—	16	—	17	—	16	—	84	0	84
神奈川	—	38	—	72	—	100	—	—	—	210	0	210
千葉	—	29	—	26	—	22	—	24	—	101	0	101
茨城	—	27	—	14	—	22	—	12	—	75	0	75
栃木	—	35	—	16	—	24	—	15	—	90	0	90
埼玉	—	33	—	22	—	22	—	22	—	99	0	99
群馬	—	29	—	20	1	30	—	18	—	97	1	98
山梨	—	36	—	15	—	16	—	15	—	82	0	82
長野	1	29	—	16	1	21	—	16	—	82	2	84
新潟	—	32	—	17	—	18	1	17	—	84	1	85
愛知	—	35	1	20	—	24	—	18	—	97	1	98
三重	—	135	—	98	—	—	—	—	—	233	0	233
静岡	—	25	1	35	—	23	—	22	—	105	1	106
岐阜	—	28	1	17	—	27	—	18	—	90	1	91
富山	—	27	—	16	—	20	—	15	—	78	0	78
石川	—	19	1	17	—	19	—	16	—	71	1	72
福井	—	24	—	21	—	28	—	22	—	95	0	95
京都	—	37	4	38	—	17	—	18	—	110	4	114
大阪	—	30	—	21	—	85	—	—	—	136	0	136
兵庫	—	35	—	9	—	35	—	13	—	92	0	92
奈良	—	27	—	34	—	19	—	15	—	95	0	95
和歌山	—	24	—	17	—	21	—	19	—	81	0	81
滋賀	—	37	2	21	—	28	—	23	—	109	2	111
広島	1	28	—	12	1	16	—	13	—	69	2	71
岡山	—	24	1	21	—	22	—	22	—	89	1	90
鳥取	1	31	—	23	—	26	—	24	—	104	1	105
島根	—	22	—	22	—	31	—	26	—	101	0	101
山口	—	18	—	17	1	17	—	19	—	71	1	72
香川	—	31	1	22	—	24	—	22	—	99	1	100
徳島	—	26	—	23	—	29	—	26	—	104	0	104
高知	—	25	—	15	—	21	2	16	—	77	2	79
愛媛	—	23	—	17	—	25	1	13	—	78	1	79
福岡	—	31	1	17	—	22	—	20	—	90	1	91
大分	—	31	—	15	—	46	—	19	—	111	0	111
佐賀	—	30	3	21	—	23	1	22	—	96	4	100
長崎	2	19	1	23	—	23	1	22	—	87	4	91
宮崎	—	28	2	12	3	40	—	20	—	100	5	105
熊本	—	28	—	21	1	24	1	18	—	91	2	93
鹿児島	—	36	—	21	—	24	1	19	—	100	1	101
沖縄	—	44	—	24	1	28	2	13	—	109	3	112
合 計	8	1,506	20	1,041	11	1,251	16	810	0	4,608	55	4,663
平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	98.04	1.17	99.21

※ 出典 全国都道府県議長会資料より

ア 秋田県議会（平成23年7月見直し）年4回→年2回

① 見直しの趣旨

緊急の課題が生じた場合にも時機を失することなく会議の開催を可能とする。また、審議時間を十分確保し、議論の充実を図る。

② 見直しの概要（※11）

従来の2月定例会と6月定例会を1回、9月定例会と12月定例会を1回にした。また、会期の見直しにあたり、費用弁償の支給対象を見直している。見直しから日が浅く、年間比較できるデータは未だ入手できない状況である。

イ 神奈川県議会（平成22年2月見直し）年4回→年3回

① 見直しの趣旨

十分な議論を可能とし、緊急時にも時機を失することなく会議を開催する。

② 見直しの概要（※12）

従来の9月と12月の定例会を1回にした。会期日数は、平成21年と平成22年の比較で、106日増、うち実質的な活動日数は37日増加している。また、年間で質疑・質問日数が7日増加したが、常任委員会日数の増加は4日である。

ウ 三重県議会（平成20年2月見直し）年4回→年2回

① 基本的考え方

- ・ 議会の機能を強化するものとなること。
- ・ 県民サービスの向上につながること。
- ・ 経費の大きな増加にならないこと。

② 見直しの概要（※13）

従来の2月と6月の定例会を1回、9月と12月の定例会を1回にした。会期日数は、平成19年と平成22年の比較で、135日増、うち実質的な活動日数は35日増加した。また、質疑・質問日数の増は年間で1日である。

常任委員会日数の増は、年間で19日から45日へと26日も増加している。なお、予算・決算は特別委員会ではなく、予算決算常任委員会で審査している。

会期の見直しにあたり、費用弁償の対象となる会議の見直しを行った。



エ 大阪府議会（平成21年9月見直し）年4回→年3回

① 基本的考え方

議案の審議期間を十分確保し、機動的かつ弾力的な議会運営を可能とする。

② 見直しの概要（※14）

従来の9月と12月の定例会を1回にした。会期日数は、平成20年と平成22年の比較で、67日増、うち実質的な活動日数は39日増加した。また、年間で質疑・質問日数が7日増加したが、常任委員会日数の増加は9日である。なお、予算審査のための委員会は設置していない。

会期の見直しを行う以前に、管外旅費は除く費用弁償を廃止している。

表5 見直し府県の会期日数の状況

	秋田県 4→2			神奈川県 4→3			三重県 4→2			大阪府 4→3			栃木県
	H22	H23	増減	H21	H22	増減	H19	H22	増減	H20	H22	増減	H23
会期日数	113	155	42	104	210	106	98	233	135	69	136	67	85
本会議	23	25	2	26	37	11	22	29	7	24	33	9	20
質疑・質問	11	12	1	16	23	7	13	14	1	16	23	7	12
常任委員会	33	30	-3	18	22	4	19	45	26	15	24	9	5
予算特別委員会	41	35	-6	0	0	0	2	0	-2	0	0	0	7

※11 秋田県の変更点

- ・ 議員の費用弁償は、本会議、委員会及び会議規則に定める協議の場合に出席した場合のみ支給対象とする。
- ・ 従来、閉会中に実施していた委員会調査を会期中の休会日に実施することを可とする。
- ・ 委員会時の説明者について、特定案件や緊急招集の委員会の場合は、部局長、次長、課室長がすべて揃っていない可とする。
- ・ 年間スケジュールの調整について、事前に議会と執行部双方が十分、協議・調整を行い、執行部側の事情（知事の緊急出張等）による日程変更にも柔軟に対応する。
- ・ 休会中は、説明者の出張・休暇等の議会への手続き（欠席届）は不要とする。

※12 神奈川県の変更点

- ・ 本会議における質問方法に分割質問方式を導入し、一括質問方式との選択制とした。
- ・ 原則として第1回定例会に予算委員会を開催していたが、補正予算を審査するため、第3回定例会においても予算委員会を開催することとした。
- ・ 常任委員会の半数開催の実施。委員会における一般傍聴人の定員を8人から16人とした。
- ・ 年間の議会日程を暦年で作成し、第8回定例会（12月）において開催される議会運営委員会で翌年の議会日程を決定することとした。

※13 三重県の変更点

- ・ 議案を随時に提出できるよう（質疑質問日に合わせて議案の提出時期を考慮しなくとも）「議案に関する質疑並びに県政に対する質問」を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」に分離させた。
- ・ 余裕を持った日程とするため、常任委員会の開催を、1委員会2日間とし、予備日を3日間設けることとした。
- ・ 執行部負担を減らすため、議会の構成等に関する審議を行う本会議には、執行部説明員の出席を求めない。また、随時提出議案の審議を行う本会議には、質疑に係る発言通告により指定された場合を除き、説明員を知事、両副知事並びに総務部及び所管部局関係職員のみに限ること等の見直しを行った。

※14 大阪府の変更点

- ・ 「定例会の会期内における休会の日の本会議開会に関する申し合わせ」を作成

### (3) 国等の動き

地方行財政検討会議(※15)で地方自治法の抜本的な見直しについて検討していた総務省は、平成23年3月に地方自治法の一部を改正する法律案を地方6団体へ提示した。また、同年12月には第30次地方制度調査会(※16)により地方自治法改正案に関する意見が取りまとめられている。こうした動きをもとに、平成24年3月、総務省は国会へ地方自治法の一部を改正する法律案を提出した。

#### ・ 23.3.3 総務省が地方自治法の一部を改正する法律案を提示

総務省自治行政局行政課が「地方自治法の一部を改正する法律案について」を地方6団体に提示した。

##### 【主な内容】

##### (1) 地方議会制度

##### ① 地方議会の会期

条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

※ 通年の会期とは、1月中において条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。

※ 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日(毎月1日以上)を条例で定める。一方、長は随時会議の開催を請求できることとする。

※ 長等の議場への出席義務については、定例日の審議及び議案の審議に限定。

##### ② 臨時会の招集権

議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

※ 一般選挙後等、議長がいない場合に限り、都道府県の議会にあっては総務大臣、市町村の議会にあっては都道府県知事が招集。

##### ③ 議会運営

委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任等に関する事項を条例に委任する。本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

##### (2) 議会と長との関係

##### ① 再議制度

一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件に拡大する。

※ 条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。

収支不能再議を廃止する。

##### ② 専決処分

副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。

条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など必要な措置を講じなければならないこととする。

#### ・ 23.8.24 「第30次地方制度調査会」が発足

内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会が発足し、第1回総会が開催された。全国議長会会長も出席、学識経験者からなる専門小委員会の設置等が決定された。

・ 23. 12. 15 「第 30 次地方制度調査会第 2 回総会」

これまでの審議を取りまとめた「地方自治法改正案に関する意見」を決定した。

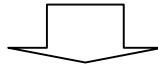
**【主な内容】**

(1) 地方議会制度

通年議会の会期については、始期を 1 月に特定せず、地域の実情に合わせ決定できる仕組みとすべき。

(2) 議会と長との関係

条例・予算の不承認の場合の長の措置義務については、長が議会や住民に対して専決処分の方針について説明責任を果たす観点から必要な対応を行うこともこの措置に含まれることとすべき。



・ 24. 3. 9

総務省は第 30 次地方制度調査会における「地方自治法改正案に関する意見」を受け、第 180 回通常国会に地方自治法の一部を改正する法律案を提出した。

- 
- ※15 地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため、平成22年1月1日から総務省で開催された。同会議は、政務三役、地方自治体関係者（全国議長会も構成員）、有識者で構成される。本会議は平成22年1月20日から同年12月3日まで計7回開催された。
- ※16 第30次地方制度調査会は、平成23年8月24日に首相の諮問により発足した。学識経験者、国会議員、地方六団体が構成員となっている。なお、諮問内容は「住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方及び東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方などについて、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。」である。

## 2 本県の委員会の現状について

### (1) 常任委員会

下記のとおり 6 つの委員会が設置されている (表6参照 ※17)。

表6 委員会の名称、定数及び所管

名 称	定数	所 管
県政経営委員会	9	総合政策部、経営管理部、会計局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に関する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
生活保健福祉委員会	9	県民生活部及び保健福祉部の所管に関する事項
農林環境委員会	8	環境森林部、農政部及び内水面漁場管理委員会の所管に関する事項
経済企業委員会	8	産業労働観光部、企業局及び労働委員会の所管に関する事項
県土整備委員会	8	県土整備部及び収用委員会の所管に関する事項
文教警察委員会	8	教育委員会、公安委員会及び警察本部の所管に関する事項

#### ア 委員及び正副委員長の選任方法

議会運営委員会では会派ごとの配分を決め、各会派から選出された者を議長が会議に諮って指名しており、正副委員長は委員会で互選する。

#### イ 任 期

委員の任期は、選任の日から翌年の最初に招集される定例会の閉会の日の前日までの1年と定めており、正副委員長の任期は、委員の任期によることとしている (※18)。

#### ウ 委員会の開催

開会中は、付託議案や請願、陳情を審査するほか所管事項の調査を行う。閉会中は、付議された特定の事件について、必要の都度、委員会を開くほか現地調査を行う。

### (2) 特別委員会

特別委員会は、特に重要な事件について、審査や調査をするために必要に応じて、議会の議決により設けられる。

#### ア 予算特別委員会 (平成20年度から設置)

- ① 委員会の定数は25人以内 (定数の2分の1、正副議長を除く) である。
- ② 委員会への付託案件は、予算案 (当初、補正) 及び予算関連議

案及び県政の重要課題等で、特に調査の必要があるものとしている。

- ④ 審査の流れは次のとおりである。
  - i 知事以下部局長等の出席を求めての総括質疑を実施し、その後、各常任委員会に部局別審査を委嘱する。
  - ii 常任委員会の審査報告後、予算特別委員会において採決する。なお、討論は行わない。
  - iii 予算特別委員会からの審査報告をもとに本会議で討論及び採決を行う。
- ⑤ 委員会の円滑な運営を図るため、理事会等を設けている。

#### イ 決算特別委員会

- ① 委員会の定数は15名以内（定数の3分の1程度、正副議長・監査委員を除く）である。
- ② 委員会の設置時期は9月である。
- ③ 各常任委員会の正副委員長のどちらかを委員に加える。
- ④ 部局別審査を常任委員会に委嘱する。
- ⑤ 決算委員会での審査の流れは次のとおりである。
  - i 決算特別委員会において、企業会計決算の審査・採決、普通会計決算の総括説明を行う。
  - ii 各常任委員会で部局別審査を行う。
  - iii 再度、決算特別委員会において、常任委員会審査報告を受け、意見や要望事項を協議し採決する。

---

※17 栃木県議会委員会条例第2条

※18 栃木県議会委員会条例第3条及び第6条